

○玖珠町広報及び玖珠町ホームページ広告の掲載取扱いに関する要領

平成23年1月11日

玖珠町告示第6号

改正 平成28年3月31日告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、玖珠町広告料収入事業実施要綱（平成23年玖珠町告示第5号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、玖珠町広報（以下「広報」という。）及び玖珠町ホームページ（以下「ホームページ」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報及びホームページに掲載する広告物は、要綱第3条第1項各号及び第9条第1項各号を遵守したもので、かつ、玖珠町広報及び玖珠町ホームページ広告掲載業務基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告媒体の規格等)

第3条 広告掲載を行う広報及びホームページの位置、枠数、規格等は、それぞれの目的を妨げない限度において、それぞれに町が指定した規格とし、基準に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、公募によるものとし、募集は町長が指定する期間に玖珠町ホームページ及び広報くす等で公募する。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、広告を随時募集することができる。

(広告掲載の申請及び決定)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、玖珠町広告掲載申込書（様式第1号）により申請を行うものとする。掲載済みの内容の追加、変更等については、次回掲載分からとする。

2 前項の申請等を受理した場合は、要綱及び本要領に反していないことを確認後、掲載、変更等をしようとする広告の原稿及びそれに伴う資料等をあらかじめ町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、要綱及び基準等により審査し、玖珠町広告掲載等決定（可・否）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告申込者は、前条の規定による広告掲載後15日以内に指定の納付書により広告掲載料を一括納付する。

(広告主の責任)

第7条 広告主は、掲載された広告について一切の責任を負うものとする。

(決定の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消すことができる。

- (1) 国税、地方税、その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は、倒産若しくは破産するおそれがあり、広告料の支払ができないと認められるとき。
- (2) この決定に際し、不正の行為があったとき。
- (3) 自らの責に帰すべき理由により決定取消しの申出があったとき。

(広告掲載料の還付)

第9条 広告掲載料の還付はしない。ただし、町の都合で掲載できなくなったときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第44号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第2号（第5条関係）

玖珠町広告掲載等決定（可・否）通知書

年 月 日

様

玖珠町長



年 月 日付で申請のあった有料広告の掲載について、下記のとおり決定したので、玖珠町広報及び玖珠町ホームページ広告の掲載取扱いに関する要領第5条第3項の規定により通知します。

広告媒体	
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する（掲載位置 _____） <input type="checkbox"/> 掲載しない （理由）
掲載期間	年 月 日 ～ 年 月 日
広告掲載料	金 _____ 円（5,000円× か月）
納付期限	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、玖珠町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、玖珠町長を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

(平28告示44・全改)